

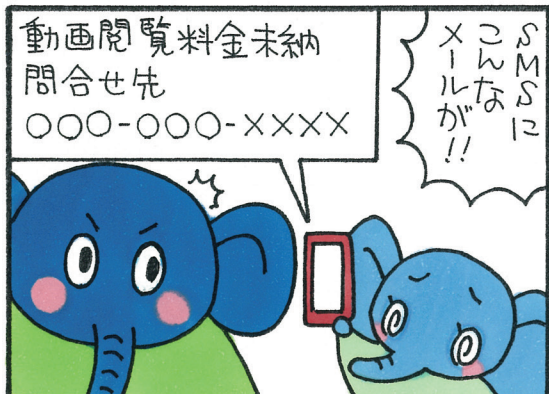


島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
たまされないゾウくん

# SMSに届く 架空請求



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
島観連許諾第4772号



SMS（ショートメッセージサービス）に、身に覚えのない請求メールが届いたという相談が相次いでいます。

支払い方法として、クレジットカードや銀行振り込みだけでなく、コンビニで購入できるプリペイドカードを指定してることがあります。



・身に覚えのない請求は無視しましょう。

・メールに書かれた問い合わせ先に連絡すると、個人情報をさらに与えてしまうので、絶対に連絡しないようにしましょう。

・脅迫めいた内容の連絡がきても、あわてずに冷静に行動しましょう。

・プリペイドカードの購入を指示する事業者は詐欺業者である可能性が高く、カードの番号を教えてしまうと、すぐに使われてしまい、取り戻すことは困難です。



消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはい や や

## 消費者ホットライン

局番なしの

# 188

お近くの消費生活相談センターにつながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページQRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3  
市町村振興センター 5階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1  
県益田合同庁舎 2階

TEL & FAX 0856-23-3657